

【天童市利用者負担額（保育料）表】

1. 教育標準時間認定利用者負担額

●1号認定（3～5歳児の幼稚園の部）

階層区分		利用者負担
①	生活保護世帯	円 0
②	市民税非課税世帯 ※均等割のみ世帯含	ひとり親世帯等 0
		ひとり親世帯等以外 2,300 (0)
③	市民税所得割額 77,101円未満	ひとり親世帯等 2,300 (0)
		ひとり親世帯等以外 7,700 (3,800)
④	市民税所得割額 211,201円未満	15,700 (7,800)
⑤	市民税所得割額 211,201円以上	19,800 (9,900)

【備考】1号認定

1 第1～第3階層については、年齢制限が撤廃となります。

第4～第5階層については、小学校3年生以下の範囲において、最年長の子どもから順に、第2子は上記の（ ）の金額、第3子以降は0円とします。

●利用者負担額には、以下の費用が含まれていないため、実費徴収となる場合があります。

- 1 教材、学用品、制服、アルバム等
- 2 特別行事 園外活動
- 3 給食
- 4 スクールバス
- 5 P T A会費等

※実費徴収の内容及び金額については、施設ごと異なりますので、詳しくは入所している施設にお問合せください。

2. 保育認定利用者負担額

●2号認定（3～5歳児の保育の部）

階層区分		利用者負担	
		標準	短時間
①	生活保護世帯	円 0	円 0
②	市民税非課税世帯	ひとり親世帯等 0	ひとり親世帯等 0
		ひとり親世帯等以外 3,600 第2子以降(0)	ひとり親世帯等以外 3,500 第2子以降(0)
③	均等割のみ課税世帯	ひとり親世帯等 2,800 第2子以降(0)	ひとり親世帯等 2,800 第2子以降(0)
		ひとり親世帯等以外 9,700 (4,800)	ひとり親世帯等以外 9,500 (4,700)
④	市民税所得割額 48,600円未満	ひとり親世帯等 3,100 第2子以降(0)	ひとり親世帯等 3,100 第2子以降(0)
		ひとり親世帯等以外 11,700 (5,800)	ひとり親世帯等以外 11,500 (5,700)
5-1	市民税所得割額 78,900円未満	ひとり親世帯等 3,600 第2子以降(0)	ひとり親世帯等 3,500 第2子以降(0)
		ひとり親世帯等以外 13,700 (6,800)	ひとり親世帯等以外 13,400 (6,700)
5-2	市民税所得割額 78,900円未満	ひとり親世帯等 3,600 第2子以降(0)	ひとり親世帯等 3,500 第2子以降(0)
		ひとり親世帯等以外 13,700 (6,800)	ひとり親世帯等以外 13,400 (6,700)
5-3	市民税所得割額 78,900円未満	13,700 (6,800)	13,400 (6,700)
⑥	市民税所得割額97,000円未満	20,200 (10,100)	19,800 (9,900)
⑦	市民税所得割額↑56,500円未満	23,600 (11,800)	23,100 (11,500)
⑧	市民税所得割額↑69,000円未満	25,700 (12,800)	25,200 (12,600)
⑨	市民税所得割額301,000円未満	27,200 (13,600)	26,700 (13,300)
⑩	市民税所得割額301,000円以上	28,800 (14,400)	28,300 (14,100)

●3号認定（0～2歳児の保育の部）

階層区分		利用者負担（月額）	
		標準	短時間
①	生活保護世帯	円 0	円 0
②	市民税非課税世帯	ひとり親世帯等 0	ひとり親世帯等 0
		ひとり親世帯等以外 4,900 第2子以降(0)	ひとり親世帯等以外 4,800 第2子以降(0)
③	均等割のみ課税世帯	ひとり親世帯等 3,900 第2子以降(0)	ひとり親世帯等 3,900 第2子以降(0)
		ひとり親世帯等以外 12,600 (6,300)	ひとり親世帯等以外 12,300 (6,100)
④	市民税所得割額 48,600円未満	ひとり親世帯等 4,400 第2子以降(0)	ひとり親世帯等 4,400 第2子以降(0)
		ひとり親世帯等以外 14,600 (7,300)	ひとり親世帯等以外 14,300 (7,100)
5-1	市民税所得割額 78,900円未満	ひとり親世帯等 4,900 第2子以降(0)	ひとり親世帯等 4,800 第2子以降(0)
		ひとり親世帯等以外 18,600 (9,300)	ひとり親世帯等以外 18,200 (9,100)
5-2	市民税所得割額 78,900円未満	ひとり親世帯等 4,900 第2子以降(0)	ひとり親世帯等 4,800 第2子以降(0)
		ひとり親世帯等以外 18,600 (9,300)	ひとり親世帯等以外 18,200 (9,100)
5-3	市民税所得割額 78,900円未満	18,600 (9,300)	18,200 (9,100)
⑥	市民税所得割額97,000円未満	25,800 (12,900)	25,300 (12,600)
⑦	市民税所得割額↑56,500円未満	37,800 (18,900)	37,100 (18,500)
⑧	市民税所得割額↑69,000円未満	41,800 (20,900)	41,000 (20,500)
⑨	市民税所得割額301,000円未満	51,800 (25,900)	50,900 (25,400)
⑩	市民税所得割額301,000円以上	56,000 (28,000)	55,000 (27,500)

【備考】2号・3号認定

1 ひとり親世帯等の場合、第1階層～第5-2階層まで、二人親の場合は第1階層～第5-1階層まで、年齢制限が撤廃となります。

第5-3～第10階層については、小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等（幼稚園・認定こども園・認可保育園）を同時に利用する最年長の子どもから順に、第2子は（ ）の金額、第3子以降は0円とします。

2 保育標準時間は1日あたり最大11時間（7:00または7:30～18:00の間）まで、保育短時間は1日あたり最大8時間（8:30～16:30の間）までの利用となります。

【備考】1号・2号・3号認定共通

1 階層区分は、原則として父母の市民税額の合計で算定しますが、父母の所得額が一定以下の場合で、父母以外に家計の主宰者がいる場合は算定に加えます。

2 ひとり親世帯とは、母子、父子家庭、在宅障がい児（者）のいる世帯をいいます。詳しい要件等は、子育て支援課までお問合せください。

3 市民税額を計算する際は寄付金控除、外国税額控除、配当割、株式譲渡所得割控除、配当控除、住宅借入金特別控除は適用しません。

4 4～8月までの利用者負担額は前年度の市民税で算定し、9月～3月までの利用者負担額は当年度の市民税で算定します。

5 平成27年度から天童市では、婚姻歴のない未婚のひとり親に対し、「みなし寡婦控除」を適用させることとなりました。該当する方は、市子育て支援課への届出が必要となります。

